

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について
 藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

江ノ島駅自転車等駐車場	藤沢市片瀬海岸一丁目2,621番3	自転車, 原動機付自転車及び普通自動車二輪車	午前零時から午後12時まで
-------------	-------------------	------------------------	---------------

別表第2に次のように加える。

江ノ島駅自転車等駐車場	定期利用	1月	1,500円	2,500円	3,000円
		3月	4,500円	7,500円	9,000円
		6月	9,000円	15,000円	18,000円
	一時利用	1回	100円	200円	300円

附 則

- この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 改正後の別表第1に規定する江ノ島駅自転車等駐車場の定期利用に係る利用の承認及び利用料金の徴収の手続きは、当該駐車場の指定管理者となった団体に、この条例の施行の日前においても行わせることができる。

提案理由

この条例を提出したのは、江ノ島駅自転車等駐車を有料化することに伴い、所要の改正をする必要による。